

参議院水害地緊急対策特別委員会會議録第二十六号

昭和二十八年八月七日(金曜日)午後三時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 矢嶋 三義君
理事 秋山俊一郎君
三浦 辰雄君
永岡 光治君
永井純一郎君
武藤 常介君

委員

植竹 春彦君
重政 庸徳君
谷口弥三郎君
藤野 繁雄君
新谷寅三郎君
安部キミ子君
東 隆君
山田 節男君
館谷 憲一君

衆議院議員

説明員

厚生省保険局長 青野 周光君
民健康保険課長 馬郡 巖君
通商産業省重工業局車岡課長

本日の会議に付した事件

○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害

の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自動車競技法の特例に関する法律案(衆議院提出)

○昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(矢嶋三義君) 只今から委員会を開会いたします。

先般本特別委員会の議決によつて告風第二号の被害対策について、内閣に

申入をいたしておきましたところ、本日それに対する回答が参りましたので朗読いたします。

昭和二十八年八月七日、内閣官房長官福永健司、参議院水害地緊急対策特別委員長矢嶋三義殿、
二号台風の被害対策の予算措置に関する申入に対する報告

昭和二十八年七月十四日付を以て申入の二号台風の被害対策の予算措置に関する件に対し、別紙の通り報告いたします。

昭和二十八年七月二十八日
風水害対策(閣議決定)

昭和二十八年台風第二号等の風水害による稲、麦、なたね等の農作物等災害に対する対策として次により総額七億五千万円の予算措置を講ずることとし、昭和二十八年度一般会計予算成立後速かに災害対策予備費より支出するものとする。

(イ) 災害被害利子補給に必要な経費 八千五百二十万圓

(ロ) 稲苗対策として必要な経費 二千六十万圓

(ハ) 麦種子確保のため必要な経費 一億四千三百八十万圓

(ニ) なたね共同育苗助成に必要な経費 七千四百七十万圓

(ホ) 蔬菜、果樹特用作物対策として必要な経費 三千三百万圓

(ヘ) 被災地域農作物病虫害防除実施に必要な経費 三億五千七百七十万圓

(ト) その他 三千五百万圓
計 七億五千万圓
以上であります。

○委員長(矢嶋三義君) 次に、衆議院送付にかかる十法案を議題に供します。

この審議に當つては、先ほど懇談会において、種々意見がたたかわされましたが、本日に至るまで、両院の災害対策特別委員会の連合打合会で種々協議し、両院意見一致して、国会に提案されたものでありますので、特殊の問題を除いては、質疑討論を簡潔にして審議を進めて行きたいと思ひます。

なお、今日まで再三問題になりましたこれらの法律案の裏付となる予算額調へについては、一応ここに整つておりますが、本日の審議の都合上、その予算額調へについては、後刻決定する明日の委員会において取扱うことにいたしたいと思ひます。さよう議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないものと認めます。

それでは先ず、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案を議題に供します。

本件については先般提出者から説明を聴取いたしておりますが、質疑のあるかたは質疑を願ひます。

○三浦辰雄君 本案はすでに十分質疑を交したこともあり、研究し

た後の今日でありますので、質疑討論を省略して、直ちに採決せられんことを動議を提出いたします。

○委員長(矢嶋三義君) お諮りいたします。只今の三浦委員の議事進行に関する動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

「賛成者挙手」
○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の日頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないものと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
東 隆 植竹 春彦
新谷寅三郎 永井純一郎
秋山俊一郎 永岡 光治
武藤 常介 重政 庸徳
谷口弥三郎 藤野 繁雄
三浦 辰雄 安部キミ子
山田 節男

○委員長(矢嶋三義君) 続いて、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案を議題に供します。

質疑のあるかたは質疑を願います。

○三浦辰雄君 本件についても、すでに当委員会では相当に研究した今日でございますので、質疑討論を省略して、省ちに採決せられんことの動議を提出いたします。

○委員長(矢嶋三義君) お諮りいたします。只今の三浦君の議事進行に関する動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手続は慣例によりまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは例により順次御署名願います。

秋山俊一郎 武藤 常介
重政 庸徳 谷口弘三郎
藤野 繁雄 新谷寅三郎

三浦 辰雄 安部キミ子
山田 節男 永岡 光治
東 隆 永井純一郎
植竹 春彦

○委員長(矢嶋三義君) 続いて、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案を議題に供します。質疑のあるかたは質疑を願います。

○谷口弘三郎君 国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助でございますが、大体この点については今までのお話で質疑も殆んどもう終つておると思いますが、念のために一つ二つお伺いしておきたいと思ひます。この貸付及び補助に要する費用は大体五億ぐらいと聞いておりましたが、どのくらいでございますか。

○説明員(菅野周光君) 大体九州とそれから和歌山、奈良、これを対象として現在私のほうで推定しております。その推定額でございますが、この法案によりまして金額は貸付金といたしまして大体四億四千万程度、それから補助額といたしましては、二割になりまして約一億四千万、極めてラウンド・ナンバーですが約一億四千万、合計いたしまして五億程度でございます。尤もこれは災害の実情がはつきりと固まりまると、その府県税の免除の率だとか、そういう点で恐らく違つて来やせんかというようなことは言えませんが、九州の熊本県の例をとりますと、あそこで見込みとして総平均四五〇程度減免になるのじやないかというような見込みがありました。これを一応はかの県にも大体そのくらいという

ように推定して適用しまして、今申上げましたようなことにいたしております。

○谷口弘三郎君 只今の貸付の大体四億或いは補助の一億とかというのは、主としてこれは診療報酬の支払い或いは事務費というような方面に使われるものと思ひますが、その内訳は大体どのくらいになつておりますか。

○説明員(菅野周光君) この立法の趣意を私も承ります。特にそういうような方面に万全を期したいというような御趣意というものを伺つておりまして、私もそういうつもりでございまして、これから行くつもりでございます。御質問の診療報酬の支払いのためには幾ら、それから事務費のために幾らというような区分けの金額は今出ておりませんが、大部分それをやつて行くというところで、そのうちでもやはり診療報酬の支払いのほうに重点を置いて行くというところは考えられると思ひます。

○谷口弘三郎君 そういうふうなのは、いずれ十一一条のところにありますように、政令で出て来るわけでしょうね。

○説明員(菅野周光君) 私の考えとしては、若しできるならば、この法律ではつきり書けば或いは一層はつきりすると思ひますけれども、この法案で政令でそういうことをきめるといふこともできますので、政令で規定するとときに、それをはつきり明記したいと考えております。

○委員長(矢嶋三義君) 他に質疑はございませんか。質疑はないと認め

それでは、これより討論に入ります。

○谷口弘三郎君 討論を省略して、早速採決せんことの動議を提出いたします。

○委員長(矢嶋三義君) 只今の谷口君の討論省略の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手続は慣例によりまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは例により順次御署名願います。

秋山俊一郎 永岡 光治
武藤 常介 重政 庸徳
谷口弘三郎 安部キミ子
山田 節男 東 隆
永井純一郎 植竹 春彦
新谷寅三郎

○委員長(矢嶋三義君) 次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案を議題に供します。

○三浦辰雄君 本件についても、すでに当委員会では研究済のことでありまして、この際、質疑討論を省略して、直ちに採決に入れんことの動議を提出いたします。

○委員長(矢嶋三義君) お諮りいたします。只今の三浦君の議事進行に関する動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 異議はないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に本件を可とされましたかたは順次御署名願います。

新谷寅三郎 秋山俊一郎
永岡 光治 武藤 常介

重政 庸徳 谷口弥三郎
藤野 繁雄 三浦 辰雄
安部キミ子 山田 節男
東 隆 永井純一郎
植竹 春彦

○委員長(矢嶋三義君) 次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案を議題に供します。発議者である衆議院議員熊谷憲一君が出席されております。質疑のあるかたは質疑を願います。

○三浦辰雄君 提案者にお伺いしたいのですが、この法案によれば、この法案の適用を受ける地方公共団体は「政令で指定する地域内にある」ということが課してある。で、政令は何の県といつたような、その県を指定するものと考えられるのですが、そうすると、その県内における地方公共団体は水害のない場合においても、国庫納付金がこの法によつて免除されるということになる。そうならば、まあ公平の原則に反するといつたような議論が出て来るだろうと思ふのです。又その半面水害を受けた地方公共団体も施行者となり得ない場合には特典がない。又施行者であっても、本法施行後、競輪を実施することがない場合は、これ又免除されないということになつてしまふ、こういう点について、提案者はどういうふうにお考えになつておられますか、この点を一つお伺いしました。

○衆議院議員(熊谷憲一君) 実は本案につきましても、七月の三十一日に急に出て来たものでありまして、私う十分考えておりませんが、御質問の第一点の政令の問題は、まだ衆議院の委員

会でも保留しておるのであります。県を以て指定することもあると思ひます。又一県内で局所的な水害で、非常に激しいところは、或いは村で指定するようになつてもあらうかと思ひます。私もどうもいたしましては、只今お説の通りに、まあ公平の原則によつて、災害がないようなところまで、この恩典に浴させようというようになつては、考えておりません。

○委員長(矢嶋三義君) 委員各位に念のため申し上げますが、通産省車輛課長馬郡君も出席されております。

○三浦辰雄君 被害の激甚であつた、例へば熊本市、この競輪場は従来から余りどうも車券の売上げというふうなことに付いては、必ずしも芳しくなかつたようですが、その他の競輪場についても、被害と車券の売上げの率といふものは、必ずしも比例してないことは、これは当然だと思ふのです。従つて被害地方公共団体の救済策として、これはせめてもこういうこともさせ、幾分でも助けて上げたいのだという気持はわかるのだけれども、そういう観点から見ると、必ずしもこの法律の施行によつての一部救済される面が、被害との関係の適当な配分にならなと言ひますか、受益が適当な被害との比例にならないといつたような問題があるのだと思ふのですが、この点につきましても、どういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(熊谷憲一君) その点は率直に申し上げますと、お説の通りであります。実は今日も久留米方面から陳情がありました。どうも小倉とか門司方面ならば、相当な恩典に浴することになるけれども、久留米とか、或いは

は熊本もその一例と思ひますが、これは非常に少い。この法律をさされても非常に恩典に浴する程度は少いから、せめて一年ぐらゐ納付金を免除するといふようなことにしてもあらうかと思ひます。陳情が突あつたのであります。私は昨日の委員長、小委員長、理事の打合せにおきまして、ああいう空気でありましたから、そしてもうそれは参議院に廻つて、こういう話し合いになつておるので、まあこの程度で納得して、そうしてどうしてもいけないという場合には、又考へようじやないか、そういうことを申ししたのであります。そういうことはあり得ると思ひます。

○三浦辰雄君 もう二つばかりお聞きしたいのですが、一つは国庫納付金が免除されるということになると、従来施行者でない者もいわゆる資格であれば、施行者の指定を非常に要望される、このために競輪場を所有する地方団体との間にいろいろとトラブルが起るだろう、それらのことは、こういう際その地域のことでありますから、いわゆる円満に解決をするのだからと思ひますが、その点どういふふうにお考えになりますか、この点が一つと、それからもう一つは競輪の売上げは月によつて変わることは御承知の通りです。従つてその売上げに対する比率で決定されておる今日の国庫納付金の問題ですね。であるから、そのうち一回に限るとあるのですけれども、提案者のほうのお考えとしては、まあ一番売上げのよきその時期というふうな勿論考へる方があるとは存じますが、そういう点をどういふふうにお考えになられるか。又同じ競輪場を使つて、今の資格団体が指定を受けて、そして何回

も何回も主催者が変わるからということでもやられることを予想しておられるのかおられないのか、この点だけお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(熊谷憲一君) その点はまだ十分私も研究を進めておりません。まあできるだけ円満に、そういうことがあるようなことは聞いておりますけれども、競輪それ自体の実情につきましても、私は十分知つておりますので、お説のようにそういふことのないように、できるだけ円満に行けるように何とか話し合いを進めて行きたい、こういうふうにお考へております。

○委員長(矢嶋三義君) 質疑の途中で、ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。

暫時休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

午後三時五十七分開会

○委員長(矢嶋三義君) 委員会を開会いたしました。

記者採決の出席のために先刻質疑の途中において休憩いたしました。が、続いて質疑を願ひます。

○三浦辰雄君 提案者の考へ方といひますか、考へていることについてはほぼわかつたわけなんです、これを間接的に聞いておつた政府側のほうの考へ方を、一つ總括的に私は聞きたいのです。つまり先ほど来の質疑で競輪の国庫納付金をその主催者に災害復旧の一助に渡すという着想については、あえて反対もしないし、或る意味においては結構なんですけれども、その実施をめぐつて非常なトラブルが起る、

災害に見舞われているその地方の団体と団体との間に、妙なトラブルが起るなどということも、心配すれば心配されるふしがあるのです。これを監督される通産省の立場としては、どういふふうにお考へるか、我々はそういううなことがなくて、そしてこの目的が達せられるというのを非常に念願するものなんですけれども、これについて、どういふふうにお考へになつてゐるか、この際、お聞きしたいと思ひます。

○説明員(馬郡君) お答えいたします。一番はじめの災害を受けない地方公共団体が、国庫納付金を免除される、それでは公平の原則に反するといふ点につきましては、政令を制定いたしますにつきましても、本委員会の御意見によりまして、十分そういう災害を受けない地方公共団体が免除されることとがないうちに留意して参りたいと思ひております。

それから競輪場の賃借につきましても、トラブルが起るのじやないかといふ点につきましても、私も非常に心配してゐる点でございますが、この点につきましても、競輪場の所有者でございいます地方公共団体と、それから借りたという希望者との間におきまして、当該府県の県知事なり、なお私どもは出先官庁でございいます通産局長が間に立ちまして斡旋をいたしまして、そういうトラブルができるだけ少くなるように実施上十分の注意を払つて参りたいと思ひております。

それから国庫納付金を免除します回をどこにするかといふことでもございいますが、この点につきましても、本案が政令で定める「一回を限り」といふ

うになつておりますので、例えば本法施行後、地方公共団体ごとに一番初めにやる競争について免除するというふううに、何かそういう基礎を政令で付けて参りたい、かように考えております。

○委員長(矢嶋三義君) 他に質疑はございませんか。

○藤野繁雄君 競輪を新たに許すというふうなことになるれば、地方自治庁の關係もあるでありますから、よく地方自治庁と連絡をとつて、公平な処理ができるように希望いたしておきます。

○委員長(矢嶋三義君) 質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれれん、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○永岡光治君 私は本案については他の法案との機衡もありまして、結果的には止むなく賛成をするものでありますけれども、一応この際、本案についての意見だけは申述べておきたいと思つております。それはこの水害によつてこつとつた災害についての復旧或いはその財政の一端にする意味で、かような賭博的な性格を非常に強く持つておる、かような施設を奨励するやうなことになることは、非常に好ましくないと考えております。従つてこの趣旨を活かすならば、むしろこれは納付金を一応とつて還元するというのであれば、その納めた納付金を公平に還元することのほうが望ましい、むしろそ

れが本當の正しい意味のこの趣旨を活かすことだろうと考えているのであります。併しそれがそういうことでなくして、非常に片寄つた不均衡な状態におかれるし、なお又この法案そのものの運用如何によつては、甚だ危険な方向にも進んで行く虞れもありますので、この運用に當つては、監督官庁におきましても、十分その公平を期せられて、濫用に陥ることのないように特に加えておきたいと思つております。

○三浦辰雄君 私は本案に賛成をいたしますが、先ほど来、質疑応答がありましたが、先ほど来、質疑応答が非常に多くなつて、その実施は非常に注意してやらなければならぬ。これについて監督の立場にあられる通産關係は、しつかりその点については期待に開つた運用のできるやうに処置するといふ御回答があつたので、一先ず安心してゐるのだが、併しこつとつた今日の日本の人心の中に、非常にこの競輪の仕事といふものが、或る意味において、何といふか、こつとつたことをしたのに役立つたといふことで、非常に一般の人たちに別の意義があると云ふに思つて、又災害日本であるからして、ああいうことによつてやはり助かる場合もあるのだからといふたやうなことで、競輪場が更に各地に興るやうな気運といふものは、どうしても行政の運用において私は阻止してやらなければならぬ。点を希望をいたしまして賛成を申し上げます。

○重政廣徳君 この法案につきましては、本委員会の過程も非常に議論沸騰して反対の方向に向いておつたのであります。情勢の止むなき次第で賛成の余儀なき状況に立至つたのであります。

す。これは今もお話がありましたように、この復旧が次第に緒につきますと同時に、いわゆる現金の流通が非常に烈しくなるのであります。そういう意味からいふと、第二の仮定的な災害が相当生じて来る虞れがありますが、この点は十分注意して、何らかの方法で、止むなく賛成をいたすものであります。

○委員長(矢嶋三義君) 他に御発言はございませんか。別に御意見もないやうでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特別に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願います。

多数意見者署名
重政 廣徳 谷口弥三郎
藤野 繁雄 三浦 辰雄
安部キミ子 山田 節男

○委員長(矢嶋三義君) 次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案を議題に供します。質疑のおありのかたは質疑を願います。

○永岡光治君 本案はすでに十分審議された法律であります。従つて私は質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。

○委員長(矢嶋三義君) お諮りいたします。只今の永岡君の議事進行に関する動議に御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願います。

多数意見者署名
重政 廣徳 谷口弥三郎
藤野 繁雄 三浦 辰雄
安部キミ子 山田 節男

○委員長(矢嶋三義君) 次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案を議題に供します。質疑のあるかたは質疑を願います。

○永岡光治君 本案はすでに十分審議も尽されたものでありますので、この際、質疑討論を省略いたしまして、直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。

○委員長(矢嶋三義君) お諮りいたします。只今の永岡君の議事進行に関する動議に御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(矢嶋三義君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願います。

多数意見者署名
重政 廣徳 谷口弥三郎
藤野 繁雄 三浦 辰雄
安部キミ子 山田 節男

○委員長(矢嶋三義君) 次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案を議題に供します。質疑のあるかたは質疑を願います。

○永岡光治君 本案はすでに十分審議も尽されたものでありますので、この際、質疑討論を省略いたしまして、直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。

○委員長(矢嶋三義君) お諮りいたします。只今の永岡君の議事進行に関する動議に御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(矢嶋三義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長（矢嶋三義君） 速記つけて下さい。

○委員長（矢嶋三義君） 次にお諮り申し上げます。

会期も迫りましたので、調査未了報告書を出すこと、並びにその内容等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（矢嶋三義君） 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。それから報告書に署名を附すことになつておりますから順次御署名を願います。

多数意見

秋山俊一郎 三浦 辰雄
永岡 光治 永井純一郎
武藤 常介 植竹 春彦
重政 庸徳 谷口弥三郎
藤野 繁雄 新谷寅三郎
安部キミ子 山田 節男
東 隆

○委員長（矢嶋三義君） 暫時休憩いたします。

午後四時二十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕